**自動車運転評価モデル事業の基本的な流れ**

以下を満たす方が対象となります。

・大阪府（堺市を除く）在住の方　【＊堺市にお住まいの方は、堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター（<TEL:072-275-5019>）にご相談下さい。】

・高次脳機能障がいと診断されている方

・大阪府公安委員会（運転免許試験場適性試験係適性試験適性相談コーナー）にて、

診断書（様式７　脳卒中等）の提出を求められている方

・てんかん発作が過去２年以内におこっていない方

＊その他にも、確認事項がございます。詳しくは、大阪府障がい者自立相談支援センターまで、

お問合せ下さい。

**【大阪府障がい者自立相談支援センター】**

事業概要の理解と同意書への本人・家族などの「署名」が必要です。

ステップ１

面談と事業参加の申込み

**【大阪急性期・総合医療センター】**

ステップ２

リハビリテーション科外来受診

医師による「神経心理学的検査」の要否の判断を行います。

神経心理学的検査の実施（１回約2時間30分を約２

日間）　検査の結果、「自動車学校での運転にあたり

危険性が高くない」と意見された場合、適性検査及び

実車評価へと進みます。

**【大阪急性期・総合医療センター】**

ステップ３

神経心理学的検査の実施

**【府内自動車学校】**

ステップ４

適性検査及び実車評価の実施

適性検査及び実車評価の後に、担当教官より運転再開「適当」か「不適当」の判断が行われます。また運転再開「不適当」の場合でも、「実車再評価」となる場合もあります。

**【大阪急性期・総合医療センター】**

門真または光明池運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー（要予約）にて入手した「医師診断書（様式７

脳卒中等）」を、リハビリテーション科外来で作成します。

ステップ５

リハビリテーション科外来受診

（医師診断書の作成）

**【運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー】**

医師診断書の提出と

臨時適性検査の実施

運転免許試験場適性試験係適性相談コーナーに「医師診断書」を持参し、相談してください。